『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1．基金の概要（平成23年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融新産業構造拠点地区形成促進基金資等業務（※1）の事業名）	揮発油販売業経営合理化基金（信用保証事業）
法人名	（社）全国石油協会
基金額（国庫補助金等相当額）	20，878百万円（19，466百万円）　（平成23 年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	揮発油販売業者の設備の近代化、転廃業の実施等の資金の借入に対して債務保証を行う。

2．見直し結果（平成23年度）

項目		講ずる措置	
実施した見直しの概要（平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））		今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施	
基金事業を終了する時期		信用保証については、保証期間を基本5年又は10年としているが、金融機関への返済が変更（条件変更）された場合には、それ以上の保証期間を設定することになるため、終了時期の明示は困難。	
次回の見直し時期		平成27年度	
基金事業の目標		中小零細企業が大半を占め、過当競争及び需要の減少等により、平成18年度末から平成22年度末にかけて、約7，000のSSが減少している揮発油販売業界において、石油製品の最終供給者である揮発油販売業者の経営の安定化、合理化及び近代化の促進を図るために、資金供給に支障を来さないよう債務保証を実施し、もって石油製品の安定供給を図る。 なお、基金事業の健全な運営のため、求償権の回収については、最大限努力する。	
	目標達成度の評価	揮発油販売業者が減少傾向にある中、平成20年度は182億円、平成21年度は25億円、平成22年度は47億円の保証を行ったことにより揮発油販売業者の資金繰りの安定化が図られた。 なお、揮発油販売業者の減少率（前年度比）は、平成20年度は4．41%、平成21年度は3．34%、平成22年度は3．29%で推移している。 また、求償権に関しては、平成20年度は1．6億円、平成21年度は1．2億円、平成22年度は1億円の回収を実現した。	
基金の保有割合		0．87	
	基金の保有割合の算出	保有割合＝（基金運用収入額＋保証料収入額＋求償権回収額）÷（実施事業費（代位弁済額）＋管理費） （算出に用いた数値）H22年度実績額 基金運用収入額：235百万円　保証料収入額：112百万円　求償権回収額：103百万円 実施事業費（代位弁済額）：452百万円　管理費：62百万円	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）		使用見込みの低い基金等の該当の有無	有・無
		［有の場合］該当する理由	
		（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）	
その他		（平成25年度の対応状況）基金の取扱いについて検討を行ったところ、一部事業において今後使用見込みの無い額があるため、基金基準に基づき、国庫返納した。	

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18 年法律第47 号）」第14 条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」（平成20 年12 月24 日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18 年8 月15 日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1．基金の概要（平成23年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融新産業構造拠点地区形成促進基金資等業務（※1）の事業名）	環境・安全等対策基金
法人名	（社）全国石油協会
基金額（国庫補助金等相当額）	11，099百万円（11，087百万円）　（平成23 年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	揮発油販売業者等が行う環境・安全等対策事業、災害対策事業、構造改善等対策事業に対し支援を行う。

2．見直し結果（平成23年度）

項目		講ずる措置	
実施した見直しの概要（平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））		・平成23年3月に国からの補助金の一部を国庫へ返納 ・今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施	
基金事業を終了する時期		利子補給事業やリース助成事業は期間が5年～10年であるが、石油製品の安定供給の確保に向けて、今後、新たな事業を創設していく可能性があるため、終了時期を明示することが困難。	
次回の見直し時期		平成27年度	
基金事業の目標		揮発油販売業者等が安全に適正な石油製品を提供する環境を整備し、石油製品の安定供給を可能とする。	
	目標達成度の評価	環境保全・構造改善促進利子補給事業、構造改善促進リース助成事業等、石油製品の安定供給に資する事業を実施した。	
基金の保有割合		0．12	
	基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝（基金運用収入額）÷（補助・補てん見込み額＋管理費） （算出に用いた数値）H22年度実績額 基金運用収入額：215百万円 補助・補てん見込み額：1，717百万円 管理費：9百万円	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）		使用見込みの低い基金等の該当の有無	有・無
		〔有の場合〕該当する理由 －	
		（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果） －	
その他		（平成25年度の対応状況）新規申請の受付を終了した事業について、交付申請の取り下げ等により今後使用見込みの無い額があるため、基金基準に基づき、国庫返納した。 （平成26年度の対応状況）新規申請の受付を終了した事業について、交付申請の取り下げ等により今後使用見込みの無い額があるため、基金基準に基づき、国庫返納した。 また、終了した事業について、交付申請の取り下げ等により残余分があるため、基金基準に基づき、国庫返納した。	

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18 年法律第47 号）」第14 条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」（平成20 年12 月24 日行政改革推進本部

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18 年8 月15 日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。